

振興会関東ブロック共同広報について

自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨各振興会）では、昭和61年度より共同広報を実施していますが、平成21年度は立川志の輔さんによる点検整備促進のためのラジオ広報を実施します。

本年度のラジオCMコピーは5タイプ。「落語のおち篇」「ま、いいか篇」「ドライバーの責任篇」「不正改造防止篇」「環境保全篇」になります。

立川志の輔さんのラジオCM放送

放送する放送局

○文化放送：番組提供① 4月～22年3月

立川志の輔「志の輔ラジオ落語DEデータ」

毎週日曜 午前6時～6時40分

番組提供② 10月～12月

スポット 10月～21年3月

○ニッポン放送：番組提供 10月～12月

スポット 8月～10月、21年1月～3月

○TBS：スポット 8月～11月

○FM東京：スポット 8月～10月

○J-WAVE：スポット 9月～10月

○FM横浜、Nack5、bay FM、茨城放送、栃木放送、FM群馬、山梨放送、

FM富士：スポット 9月～11月

1. 「落語のおち」篇

効果音～落語の出囃子～

立川 「立川志の輔です。落語におちはつきものですが、車の点検・整備に落ち度があるってはいけません。信頼できる整備工場を選びたいですね。」

Na くるまの点検・整備は、国から認証を受けている整備工場で。
黄色い看板が目印です。

Na 自動車整備振興会です。

2. 「ま、いいか」篇

効果音～落語の出囃子～

立川 「立川志の輔です。マイカーを『ま、いいか』ってな調子でほったらかしにしているませんか。きちんとした整備工場で点検・整備をしてやればくるまがブーブー不満をもらすことなくなるってもんです。」

Na くるまの点検・整備は、国から認証を受けている整備工場で。
Na 自動車整備振興会です。

3. 「ドライバーの責任」篇

立川 「立川志の輔です。ドライバーのみなさん、ハンドルを握っていないときもあなたにはドライバーとしての責任があります。点検・整備を心がけることもそのひとつ。」

N a くるまの点検・整備は、国から認証を受けている整備工場で。黄色い看板が目印です。

N a 自動車整備振興会です。

4. 「不正改造車防止」篇

立川 「立川志の輔です。自分のくるまだから好き勝手にしたい。そんな考え方の方、いませんか？ランプの色を変える。マフラーを取り外す。ちょっとしたことと思っていると大きな事故をまねきかねません。」

N a くるまの不正改造は絶対にやめましょう。

N a 自動車整備振興会からのお願いです。

5. 「環境保全」篇

効果音～鳥たちのさえずりに混じって深呼吸の音～

立川 「いつまでも、こうして深呼吸のできるきれいな空気を守りたいですね。」

N a くるまの点検・整備も環境保護のひとつ。

立川 「ほお。」

N a 点検・整備をすることで排出ガスをきれいにし、地球環境に貢献できます。

N a 自動車整備振興会からのお願いです。

山梨県内の放送局の放送時間帯

21年9月		山梨放送	FM富士	21年9月		山梨放送	FM富士
1	火	7:20、8:45	8:25	16	水	7:55	7:25
2	水	7:40	7:25、8:45	17	木	7:30、8:45	8:28
3	木	8:15	8:28	18	金	7:20	8:45
4	金	7:15、8:50	7:25	19	土		
5	土			20	日		
6	日			21	月	7:50	7:25、8:45
7	月	7:55	7:25、8:45	22	火	8:15	7:35
8	火	7:30、8:45	7:25	23	水	8:15	7:25、8:28
9	水	8:30	8:45	24	木	7:15、8:50	7:25
10	木	8:00	7:25、8:45	25	金	7:50	7:25、8:45
11	金	7:15、8:45	8:28	26	土		
12	土			27	日		
13	日			28	月	8:45	7:25
14	月	8:15	8:45	29	火	7:30、8:50	7:25、8:28
15	火	7:40、8:30	8:25、8:28	30	水	7:15	7:25

引取業、フロン回収業者の登録の更新について (自動車リサイクル関係)

使用済自動車の「引取業者」と「フロン類回収業者」については、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が施行されたことに伴い、同法律に基づく県知事の登録が必要となりました。

登録については、5年ごとにその更新を受けなければ登録期間（5年）の経過により失効することとなりますので、引き続き登録を継続するためには、登録期間満了日（登録日から5年目に当たる日の前日）までに、下記により登録の更新を行って下さい。また、更新を過ぎた事業所、新規で認証を取得された事業所や変更を必要とする事業所（代表者変更、法人化、移転）の皆様も隨時受付をいたしますので、振興会窓口までご相談下さい。

1. 受付場所・提出期限

振興会指導課 振興会提出期限 平成21年8月28日（金）

もしくは

お近くの県林務環境事務所 各県林務環境事務所提出期限 各事業所更新日

2. 引取業者

【必要書類】

- ① 申請書 }
- ② 誓約書 }
- ③ 住民票(個人) **本籍の記載があるもの、各項目省略がないもの**
登記簿謄本(法人) [発行日より1ヶ月以内]
- ④ 整備士合格証書の写し
- ⑤ 更新手数料3,000円（山梨県収入印紙代）

3. フロン類回収業者

【必要書類】

- ① 申請書 }
- ② 誓約書 }
- ③ 住民票(個人) **本籍の記載があるもの、各項目省略がないもの**
登記簿謄本(法人) [発行日より1ヶ月以内]
- ④ 整備士の合格証書の写し
- ⑤ 更新手数料3,000円（山梨県収入印紙代）
- ⑥ フロン回収設備の所有権を有することを証する書面
所有している場合：購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のいずれかの写し
もしくは、回収機の写真（2～3枚回収機本体の全体写真と型番（プレートに刻印）等の写真）
- 所有していない場合：借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のいずれかの写し
- ⑦ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を証明する書類
取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
もしくは、回収機の写真（2～3枚回収機本体の全体写真と型番（プレートに刻印）等の写真）

4. 県林務環境事務所 申請受付窓口

林務環境事務所	住所・電話番号	管轄する地域
中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町4丁目2-4 北巨摩合同庁舎4階 TEL 0551-23-3090	甲府市、韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市及び 昭和町
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階 TEL 0553-20-2739	山梨市、笛吹市及び甲州市
峡南林務環境事務所	〒409-3606 市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎2階 TEL 055-240-4141	市川三郷町、増穂町、鰍沢町、 早川町、身延町及び南部町
富士・東部 林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原3丁目3-3 南都留合同庁舎2階 TEL 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、忍 野村、山中湖村、鳴沢村、富士 河口湖町、小菅村及び丹波山村

追突防止ライトの取扱いについて

自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という）では、「シャインフラッシャー（追突防止ライト）」と呼称されている装置（自動車の後部に取り付けるもので、夜間の駐車中にのみ、後方から接近する自動車に青色点滅光を発し注意を促すもの）の検査方法が不明確であったため、その検査方法を定め平成21年8月1日から運用することとし、追突防止ライトが装着された車両の継続検査等において当該検査方法により検査した結果、不適合（5-82 その他の灯火等の制限に抵触）と判定された場合は継続検査不合格となります。

また、検査にて不適合と判定された場合は、当該装置の製作者である株式会社小林総研が作成した改善方法（別紙3）について検査法人より受検者に渡されます。

このため検査法人が定めた検査方法等について国土交通省より、日整連を通じて当会へ別添の通達がありましたのでお知らせします。

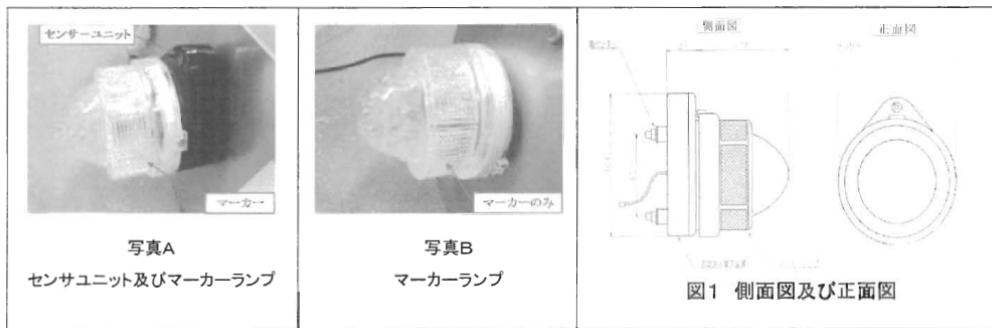
つきましては、追突防止ライトが装着された車両においては、当該検査を実施し、適合していることを確認するとともに、不適合だった場合は、株式会社小林総研（別紙3）に連絡してください。

なお、製作メーカーおよび装置が限定されているため、当該検査方法は審査事務規程には追加されません。

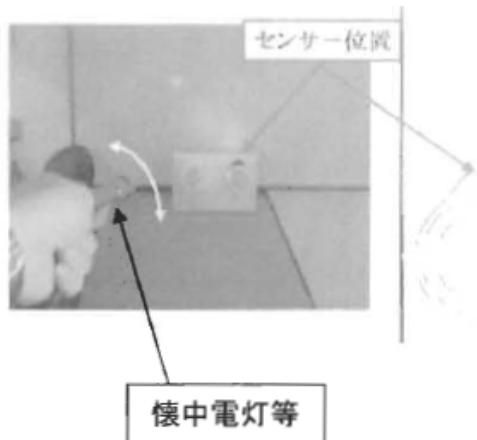
◎ 追突防止ライトとは

- 当該灯火は、トラック等の後部に取り付けるもので、夜間の駐車中にのみ、後方から接近する自動車に点滅光を発し、注意を促すものとして、次のような特徴がある。
- 写真Aに掲げる灯火（センサーユニットとマーカーランプの一体もの）1個型のもの、又はこれに加えて写真Bに掲げる灯火（マーカーランプのみ）と構成される2個型のものがあり、寸法は、図1に示すとおりである。

- ・当該灯火は、イグニッションキーが「OFF」であって駐車ブレーキが作動している場合に限り、作動する構造である。

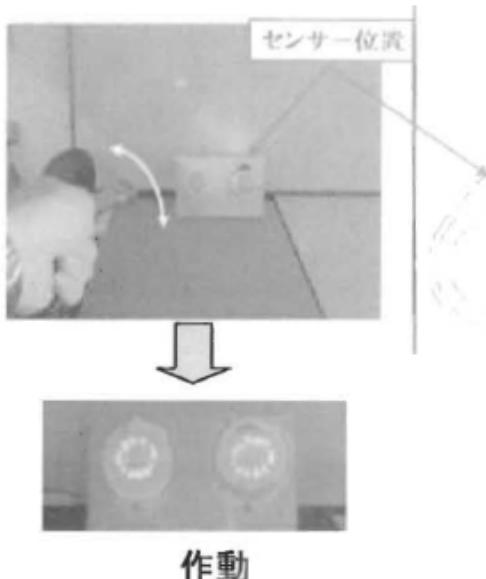


◎追突防止ライトの検査方法について



- ・不点灯確認検査として、自動車の駐車ブレーキをON（作動）、イグニッションキーをON（この場合において、エンジンは回転させないものとする）の状態とする。
- ・光センサ部に、懐中電灯等により光を当てたり、離したりを1～2回繰り返すものとする。
- ・以上の方針により、当該灯光が作動しないものは、運行中に作動するものではないものと判断する。（点灯する場合は不適合）

◎点検確認検査



- ・点灯確認検査として、自動車の駐車ブレーキをON（作動）、イグニッションキーをOFFの状態とし30秒以上経過させるものとする。
- ・検査場の周囲が明るい場合、光センサ部を手で覆ったり、離したりを1～2回繰り返すものとする。
- ・検査場の周囲が暗い場合、懐中電灯等で光センサ部を照らし続けた後、光センサ部を手で覆ったり、離したりを1～2回繰り返すものとする。
- ・以上の方針により、作動しない場合は、不点灯状態にある灯火であると判断する。（不点灯の場合は不適合）

※上記確認検査で1及び2に適合する必要があります。

追突防止ライト取り付けのお客様へ

株式会社 小林総研

当社追突防止ライトを取り付けの御車で、駐車ブレーキをON(作動)、イグニッションキーをON(エンジンは回転させない)の状態で当該装置が作動するものは、検査等で不適合となります。

検査等で不適合となつた場合は、下記の取扱い方により対応をお願い致します。

追突防止ライトの取扱い方について

1) 検査等で不適合となつた場合の措置(検査場において受検者様にて対応をお願い致します。)

1) - 1 当該装置本体の取り外し

1) - 2 当該装置に係る電球及びすべての配線の取り外し

上記いずれかの措置により再検査の実施をお願い致します。

2) 現車に対する改善方法(現地対応<小林総研施工>となります。)

2) - 1 配線追加(駐車ブレーキ～イグニッションキー間)を行い、「イグニッションキーがOFFであり、かつ、駐車ブレーキをONにしている場合以外では、一切当該装置が作動しない」ように対応させる措置となります。

2) - 2 上記、1) 検査等で不適合となつた場合の措置を講じた車両にあっては、2) - 1の対応に併せて、現状復旧の作業を実施致します。

2) - 3 作業終了後、動作試験を実施し結果良の場合、メーカー(小林総研)より対策実施証明書を発行致します。(車両型式、車台番号、実施日等を記載したもの)

3) 装置に関するお問い合わせ及び対応についての連絡先(担当者)

3) - 1 〒334-0005

埼玉県鳩ヶ谷市里1619-7 TEL 048-281-8461
株式会社 小林総研 担当: 大沼、小林 (FAX 048-281-8462)

3) - 2 現地対応 : 全国の最寄の電装店(小林総研の協力業者)より出向きます。

先ずは、お電話にてご一報下さい。

バスのシートベルト設置に係わる基準適合性の検査について

7月11日大分県において、大型バスが横転し1人が死亡、42人が重軽傷を負う事故が発生しましたが、横転したバスについては、本来、全座席にシートベルトを設置する義務があるにも関わらず、運転席以外の座席にシートベルトが設置されておらず、保安基準不適合状態でした。今般、本件に関連して、国土交通省より下記のとおりバスの検査に当たっては適切な基準適合性の判断を行うよう通知がありましたのでお知らせします。

1. **自動車検査証の備考欄への「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載について**

次の(1)のバスにあっては、各関係者において(2)の措置がなされるよう、お願ひします。

(1) 次の全てに該当するバス

- ①自動車検査証の備考欄に「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載のないもの
- ②昭和62年9月1日（輸入された自動車にあっては昭和63年4月1日）以降に製作されたもの
- ③その他の座席に座席ベルトを備えていないもの

（その他の座席：運転者席及びこれと並列の座席以外、補助席以外の前向き座席）

(2) 関係者における措置

①バス使用者について

継続検査又は構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）の際はもとより、可能な限り定期点検整備等のあらゆる機会を利用して、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に自動車検査証及び申請書を提出して自動車検査証の備考欄に「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載を受けること。

また、高速道路等を運行しないバスの継続検査等を行う際は、整備事業者又は運輸支局等にその旨を申告すること。

※申請書は、指導課に用意してあります。また、振興会ホームページの会員ページからもダウンロードできます。

②指定自動車整備事業者について

次の措置を講じるよう努めること。

イ：保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白部分に「座席ベルトなし」等その他の座席に座席ベルトを備えていない旨を記載して、原則として、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に継続検査の申請を行い、自動車検査証への記載を受けること。

ロ：保安基準適合証を使用者に交付して、使用者自ら継続検査の申請を行う場合は、自動車検査証の備考欄に「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載を受ける必要があること、また、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に申請するよう使用者に説明すること。

ハ：指定整備記録簿への「座席ベルトなし」等その他の座席に座席ベルトを備えていない旨の記載は必要ないものとする。

2. **自動車検査証に記載のある自動車に係る取扱い**

自動車検査証に本取扱いによる記載のあるバスに係る以下の事項について、各種機会を通じて関係各位に周知をお願いします。

- (1)乗車定員欄に括弧書きのあるバスの立席は、高速道路等では使用することができないこと。
- (2)備考欄に「高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合」との記載があるバスは、高速道路等を運行できること。

自動車点検推進運動について

このたび、国土交通省から9～10月の2ヶ月間を強化月間として、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開する旨の通知がありましたのでお知らせ致します。

実施細目

地方で開催するイベントへの支援等	<ul style="list-style-type: none">a) 展示コーナーで使用する、新品部品と使用し、劣化した部品のサンプルを提供する。b) 点検・整備を怠った場合の危険性や経済的負担を交えながら、確実な点検・整備の必要性や重要性を訴えていく。c) 高車齢自動車の使用者に対しては、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため点検・整備の必要性を周知するよう努める。d) 自動車関係団体により、点検・整備に関する啓発のためのブースを展開する。e) 重要項目に留意した内容を取り入れる。
チラシの配布	<ul style="list-style-type: none">a) 整備工場等に備え置き、自動車使用者等に広報する。特に定期点検未実施の自動車使用者等に対しては、定期点検・整備の実施の呼びかけるとともに、高車齢自動車の使用者に対しては、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため点検・整備の必要性を周知させるよう努める。b) マイカ一点検教室を活用し、受講者に広報する。
ポスターの掲示	自動車整備振興会及びマイカ一点検教室を訪れる自動車使用者等の目に付きやすい箇所に掲示する。
マイカ一点検教室等の開催	自動車整備振興会では、マイカ一点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車使用者の保守管理意識の高揚を図る。 その際、点検・整備を怠った場合の危険性や経済的負担を交えながら、確実な点検・整備の必要性や重要性を訴えていく。 特に、高車齢自動車の使用者に対しては、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため点検・整備の必要性を周知させるよう努める。 また、大型自動車ユーザー（バスや大型トラックの使用者）にも間口を広げるよう検討する。
マスコミ等による広報	<ul style="list-style-type: none">a) ラジオ、新聞等により、点検・整備の確実な実施の励行等について呼びかける。b) 上記、a)において点検・整備を怠った場合の危険性や経済的負担を交えながら、確実な点検・整備の必要性や重要性を訴えていく。
はがき等の郵送	整備工場では、定期点検の実施時期の近づいた自動車使用者に対して、定期点検・整備の実施について呼びかける。

街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。
なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要
7月9日（木） 13:30～ 16:00	南部町福士 (地方整備 局敷地内)	運輸支局 4名 独立行政法人 2名 南巨摩南支部 6名 振興会 2名 軽検協 1名	総検査車両数 110台 不良車両数 9台 内整備命令 0台 口頭警告 9台 車検切れ 0台

※南巨摩南支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

経営委員会が開催されました

- ◇日 時 平成21年7月23日（木）16:00～
◇場 所 振興会 会議室
◇出席者 清水委員長、渡辺副委員長、五味委員、麻川委員、稻葉委員、
保坂委員、高部委員、堀田委員、大村委員、
大塚悦郎先生（大塚マネジメントリサーチ代表）
斎木専務理事、保坂常務理事、山下総括、塩島課長代理、飯島
◇会議事項
(1) 入庫促進、来店頻度の向上について
入庫促進具体的実施方策の検討
(2) 代車関連資料の作成について
(3) 事業場の環境対策の促進について
(4) その他

代車関連資料（お願い文サンプル）について

経営委員会では、「代車ご使用にあたってのお願い」サンプルを作成致しました。
各事業場において文言等を修正し、自社にあった内容でご活用をお願いします。
(振興会ホームページ 会員ページからダウンロードできます)

代車ご使用にあたってのお願い



お預かりするお車について

- ☆ 貴重品などは必ずお持ち帰り下さい。
- ☆ 不正改造車は点検・整備・修理等はお受けいたしかねます。



代車について

- ☆ 交通法規を遵守した運転をお願い致します
- ☆ 駐車違反等の違反行為があった場合（反則金の支払いなど）は、全てご利用中のお客様の責任とさせて頂きます。代車の返却の際に必ず申し出て下さい。
- ☆ 代車を他人へは貸し出しあしないで下さい。
- ☆ ご使用中に車両の不具合にお気づきの場合は、早急に当社までご連絡をお願い致します。
- ☆ 使用になりましただけの燃料の補給をお願いします。
- ☆ 車内禁煙にご協力下さい。



万一事故にあわれた場合

- ☆ 事故の大小に問わらず必ず警察に届けた上で、当社までご一報下さい。
- ☆ 当車両は保険に加入しておりますが、貸し出し中の車両の損害につきまして、修復に要する費用は、お客様にご負担頂いております。
- ☆ お客様ご契約の自動車保険（他車運転特約）がご利用できる場合がございますので、ご自身の自動車保険を念のためご確認下さい。

保 険 内 容	対 人 :	円
	対 物 :	円
	搭乗者障害 :	円
	人身障害 :	円



Automobile Maintenance Service

指定整備事業協議会全体会議が開催されました

◇日 時 平成21年6月26日(金) 15:30

◇場 所 振興会大講堂

◇来 賀 関東運輸局山梨運輸支局

春原支局長

〃 石原首席陸運技術専門官

〃 遠藤陸運技術専門官

〃 渡辺陸運技術専門官

軽自動車検査協会山梨事務所 窪田所長

◇協議事項

(1) 平成20年度事業報告の承認について

(2) 平成20年度決算報告の承認について

一括審議し原案どおり承認されました。

(3) 報告事項

新役員紹介

(4) 平成21年度事業計画(案)の承認について

(5) 平成21年度収支予算(案)の承認について

一括審議し原案どおり承認されました。

(6) その他

指定整備事業協議会 役員名簿

平成21年6月

委 員 名	事 業 場 名	備 考
会 長 雨宮 正寛	雨宮自動車興業(株)	峡東地区
副会長 宮坂 清	(有)宮坂自動車	峡北地区
副会長 榎原 進治	関東三菱自動車販売(株)	販売店(軽)
監 事 清水 富雄	(有)清水自動車	南アルプス地区
監 事 佐藤 善治	丸善自動車工業(株)	峡南地区
委 員 田口 久	三友自動車工業(有)	甲府地区
委 員 大木 則雄	(有)大木自動車	甲府地区
委 員 義見 賢次	日産プリンス山梨販売(株) 昭和釜無工業団地店	峡中地区
委 員 渡辺 正幸	(有)渡辺自動車	岳麓地区
委 員 福田 八郎	山梨中央自動車(株)	東部地区
委 員 小池 清	山梨日野自動車(株)	販売店(大型)
委 員 花輪 豊彦	ネッツトヨタ山梨(株)	販売店(小型)
委 員 上野 武	上野車輛(株)	振興会
委 員 稲葉 文彦	(株)稻葉工業	振興会
委 員 山下 英男	山下自動車(株)	振興会
幹 事 斎木 重夫	(社)山梨県自動車整備振興会	振興会
幹 事 保坂 明夫	(社)山梨県自動車整備振興会	振興会

産業廃棄物引取業者の紹介

【経営委員会】

環境にやさしい自動車整備業界として、産業廃棄物は処理業者と委託契約し適正処理を積極的に推進しましょう。

回収品目 : L L C、汚泥、廃油、オイルエレメント、鉄くず、廃プラ、ガラス

(株)群桐産業 (ぐんとう)

(本社) 群馬県太田市

TEL 0277-78-2479

エバークリーン(株)

(本社) 千葉県野田市

TEL 04-7121-7720

(支店・営業所) 神奈川県平塚市

TEL 0463-54-0003

(株)古屋興業

(本社) 山梨県山梨市

TEL 0553-22-5466

回収品目 : L L C、汚泥、廃油、オイルエレメント、※溶剤(廃シンナー等)、

天星製油(株) (てんぼし)

(本社) 静岡県浜松市

TEL 053-434-1111

※溶剤(廃シンナー等)の回収なし

鶴見油化工業(株) (つるみ)

(本社) 神奈川県横浜市

TEL 045-501-5733

(支店・営業所) 南アルプス市寺部

TEL 055-284-0585

回収品目 : L L C、汚泥、廃油

長野喜楽鉱業(株) (きらく)

(本社) 長野県塩尻市

TEL 0263-86-0891

教育委員会が開催されました

◇日 時 平成21年7月8日（水）15：00

◇場 所 振興会 会議室

◇出席者 羽田委員長、渡辺副委員長、
 笹本委員、樋口委員、大久保委員、藤井委員
 事務局：斎木専務、保坂常務、山下総括、組澤

◇会議事項

（1）教育委員会規約等の確認について

（2）本年度の教育委員会取り組み事項について

①第17回全日本自動車整備技能競技大会について

期 日 平成21年11月21日（土）

場 所 東京ビックサイト

②教育関係事業（研修、講習等）の進捗状況並びに今後の予定について

③自動車検査員実践講座、第113期技術講習、低圧電気取扱特別講習、CNG自動車
 講習等について報告

（3）その他

自動車整備技能登録試験対応講座のお知らせ

平成21年度第1回自動車整備士技能登録試験（平成21年10月4日（日）実施）を受験する者を対象とした標記講座を下記の日程等により行いますので、受講をお勧めします。

◇種 目 2級ガソリン自動車 3級自動車ガソリン・エンジン

◇研修日

第1日	9月15日（火）	9:00～16:00
第2日	9月16日（水）	10:00～16:00
第3日	9月18日（金）	9:00～16:00

◇講習内容 過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を
 研究学習

◇使用教材 当振興会で作成した問題及び過去に実施した検定・登録試験問題等
 ※下記のテキストは、必ず各自で持参して下さい。

◆2級ガソリン自動車

⌚ 2級ガソリンエンジン・シャシ編 法令教材

◆3級自動車ガソリン・エンジン

⌚ 3級ガソリンエンジン編 基礎自動車工学 法令教材

◇受講料 2級、3級・・・15,000円（資料代含む）

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

◇受付期間 8月3月（月）～8月31日（月）

◇申込方法 申込書は、教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp/index2.html>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

平成21年度整備主任者（技術）研修の開催について

平成21年度の標記研修を次により開催致します。

なお、各事業場には事前に通知しますので、必ず受講されますようお願い致します。

- ◇ 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者（1事業場1名以上）
- ◇ 研修場所 振興会教室・実習場
- ◇ 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
- ◇ 研修内容 (学科) ①新機構・新装置について
(実習) ①電子制御式ブレーキ及びボディー電装品の構造・機能と
故障診断
- ◇ 受講料 6,500円（学科編、実習編テキスト代を含む）
- ◇ 研修時間 受付 9:00～9:30
研修 9:30～17:00
- ◇ 研修日程 下表を参照して下さい

なお、技術研修（二輪）の受講を希望する方は、8月31日（月）までに振興会指導・教育部門までご連絡をお願いします。

回数	月日	曜日	該当支部	受講 予定 者数	担当		
					実技	学科 (小型)	学科 (大型)
1	9月10日	木	南巨摩北	45	トヨタ	トヨタ	いすゞ
			南アルプス北				
2	9月17日	木	岳麓①	50	ホンダ	ホンダ	日産ディーゼル
3	10月8日	木	岳麓②	45	スズキ	スズキ	日野
			大月				
4	10月15日	木	東八①	50	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう
5	10月22日	木	峡北	50	日産	日産	いすゞ
			都留				
6	11月5日	木	甲府西	50	マツダ	マツダ	日産ディーゼル
			上野原				
7	11月12日	木	甲府南①	50	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう
8	11月19日	木	甲府南②	50	ホンダ	ホンダ	日野
			市川				
9	12月3日	木	甲府北	45	日産	日産	いすゞ
			甲府東				
10	12月10日	木	南アルプス南	50	スバル	スバル	日産ディーゼル
			塩山				
11	1月14日	木	二輪		二輪	二輪	
12	1月21日	木	日下部	40	ダイハツ	ダイハツ	三菱ふそう
			南巨摩南				
13	2月12日	金	韭崎	45	トヨタ	トヨタ	日産ディーゼル
			東八②				
14	2月18日	木	その他	20	三菱	三菱	日野

第114期技術講習所受講生募集案内

◇ 募集種目

二級ガソリン・三級ガソリン

◇ 募集人員

種目	募集人員数
二級ガソリン	25
三級ガソリン	25

(募集人員10人未満の場合は開講しない場合があります。)

◇ 受講申込み

①申込期間 **9月1日(火)～9月30日(水)**

②受講申込み方法 受講希望者は受講申請書(教育課窓口にあります)に必要事項を記入のうえ、受講料を添えてお申し込み下さい。

◇ 受講料

種目		受講料(円)	備記
二級ガソリン	会員	57,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外	82,000	
三級ガソリン	会員	57,000	
	会員外	82,000	

◇ 講習日程

①二級ガソリン・三級ガソリン

月	日(曜日)				
10月	13日(火)	20日(火)	27日(火)		
11月	4日(水)	10日(火)	17日(火)	24日(火)	26日(木)
12月	1日(火)	8日(火)	15日(火)	22日(火)	
1月	12日(火)	19日(火)	26日(火)		
2月	9日(火)	13日(土)	16日(火)	20日(土)	23日(火)

☆講習日は、都合により変更する場合があります。

③開講式(全課程) 平成21年10月13日(火) (講習開始初日に行います。)

修了式 平成22年3月11日(木)

④講習時間 9:20～16:00 1日間 6時限

◇ 受講資格(実務経験は講習修了日までとする)

二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業について3年以上の実務経験を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業について、1年以上の実務経験を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)

◇ その他

- ①本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ②受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③デジタルサーキットテスタをご用意下さい(ポケット型は不可)

※自動車整備商工組合販賣課で下記の物を取り扱っています。

☆ 白色作業服	3,045円(S~3Lまで)
	3,255円(4L~BXL)
☆ デジタル サーキットテスタ	7,000円

お問い合わせは、下記にお願いします。

(社)山梨県自動車整備振興会 教育課 Tel 055-262-4422 Fax 055-263-4420